平成27年度第1回習志野市環境審議会

○開催日時:平成27年7月16日(木)14時~16時

〇会 場:習志野市役所 仮庁舎 3階大会議室

○審議会委員:戎野棟一(会長)、宮内一夫(副会長)、入沢俊行、五明美智男、村上和仁、西廣淳、永井香織、高橋岩仁、稲葉美佐子、鈴木とし江、田村裕子、時田尚敏、中村元英、吉野綾子、佐藤佐知子

(欠席3名:央重則、淺田和子、長島寿美子)

○執 行 部:環境部長、環境部技監(クリーンセンター所長)、環境部次長、環境政策課長、クリーン推進課長、公園緑地課長、環境保全課長、クリーンセンター施設課長、クリーンセンター業務課長、環境部主幹(クリーンセンター施設課)環境政策課係長、クリーン推進課係長、クリーン推進課係長、クリーンセンター業務課主事

○次 第

- 1. 開会
- 2. 報告事項
 - ① ごみ処理の現状について
 - ② 習志野市緑の基本計画の改定について
 - ③ し尿に関する市川市への処理委託について

(事務局:環境政策課係長)

- ④ 芝園清掃工場長寿命化対策について
- ⑤ あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の改正について
- 3. その他
- 4. 閉会

開 会

【会長】 これより平成27年度第1回目の環境審議会を開会します。委員は18名、 欠席3名で、2名より遅れるとの連絡を受けています。18名のうち現在13名で、 定足数を満たしておりますので、これより会議を開催します。

傍聴受け入れ

【会長】 本審議会は公開ということになっております。傍聴の方はいらっしゃいま

すか。

【環境政策課長】 傍聴希望者は3名おります。

【会長】 それでは入場してください。傍聴の方は会議の妨げにならないように傍聴 していただくようお願いします。

議事録署名委員の指名

【会長】 議事録の署名人を毎回順番に、会長、副会長を除く委員の中から決めさせていただいております。今回は村上委員と吉野委員にお願いいたします。

報告事項

【会長】 それでは議事に入ります。今回は報告事項等5件です。それでは報告①の ごみ処理の現状について報告をお願いします。

> ①ごみ処理の現状について (担当課より資料に基づき説明)

【会長】 今のご報告について何かご質問はありますか。

【副会長】 習志野市が粗大ごみを有料化する時の理由の一つに、減量化をあげていましたが、棒グラフを見ると増えている。減ると言ってきたにもかかわらず、増えてしまっているのは、どういう理由によって起きているのかご説明いただきたい。 【クリーン推進課長】 粗大ごみの量につきまして、有料化したのは平成17年度、それまでは4千トンから5千トンのあたりを推移しておりましたが、その後は3千トンという状況です。ここにきて、3千トンあたりで推移しています。有料化の効果はその当時はあったと思われますが、慣れなどが生じているのではないかと考えております。

【副会長】 有料化が導入されて2、3年くらいは効果があるが、4、5年後なくなるということが全国的な傾向である。5千トンから3千トンくらいになったと、効果があったようには見えるが、必ずしもベストではないと思う。粗大ごみが有料化されたことで、その分燃えるごみに行ったとかあるはず。そういう分析をしないとだめだと思う。ごみ全体の施策を作る時に、その分析を元に議論をすべきである。だから、この計画で、燃えるごみの有料化について検討していくという方針に持っていくのであれば、そういうことをきちっと総括しなければだめだと思う。是非、その辺は市民にもわかるようにしていかなければいけない。こうすれば減るとかそういうことがわからないと、いつまで考えても本当に協力してもらえない。ただ有料化したというだけだと、不満だけ起こってしまうということがあるので、是非その辺は検討していた

だきたい。

【会長】 一つお聞きしますが、ごみの総排出量が減っているのに、最終処分量が増えているのはどうしてですか。

【環境部主幹】 芝園清掃工場の溶融炉では、一般の燃えるごみの他に、粗大ごみ、 浄化センターからの汚泥などを焼却しており、清掃工場での処分量を比較すると平成 25年度と26年度では、26年度が多少増えております。これは、清掃工場の老朽 化が進んでおり、溶融炉処理能力が低下していることからコークス等の材料を多く消 費し、その結果、最終処分量が少し多くなったと考えております。今年度は、老朽化 対策も進んでいることから、現在のところ、平成25年度並みの推移を維持しており ますので、例年並みの約1千5百トンから1千6百トンの間に収まると見込まれます。

【会長】 高齢者は比較的粗大ごみを出すことが多いと思われますが、高齢者の増加 に伴う粗大ごみ等の増加については、どの程度考慮されていますか。

【クリーンセンター業務課長】 一辺が50cmを超えるものは粗大ごみという扱いになります。ご指摘のとおり、一般家庭から粗大ごみとして、透明なカラーボックスーつでも、収集依頼が出されています。最近多いのは自転車です。粗大ごみとは、家具とか大きなものを想像するのですが、50cmを超えると対象となりますので、家庭から非常に多く、数量的には出されているという状況です。

【会長】 習志野市がそういうものを集めて、再利用するというシステムは作っていないのですか。例えば自転車の補修をして、また使うとか。

【クリーンセンター施設課長】 やっております。また、カラーボックス等につきましても、使えるものはきれいにして、再利用、販売をさせていただいています。自転車につきましても、使えるものは、サドルひとつでも、ハンドルひとつでも外しながら、再利用として、再生品の中に入れるなど、出来るだけ努力はさせていただいております。

【会長】 他に何か質問はございますか。

【A委員】 毎回出席する度に、結果表や何年から何年とか、結果ばかりのグラフが出る。以前確か有料化の話が出ていたと思いますが、あれから1年も経つので、結果を求めるよりも先にやったほうがいいのではないでしょうか。ごみ処理場の機械が20年持つものが10年でだめになり今対応している。26年度にかかった費用はすごい数字です。それもごみの分別を徹底しないと、また同じことになるのではないでしょうか。その度に膨大なお金もかかります。有料化により他市では結構利益をあげているので、その利益を修理に充てられるのではないでしょうか。雑紙の分別もすごく良いのに、徹底していない。徹底をしっかり行って有料化をすれば、いくらかでも皆分別すると思います。もう一つ、前から疑問に思っていたのですが、カンとビンが一緒の袋でいいというのはおかしい。ごみの分別に関して、ちょっといい加減なところがあると思います。東京都などはすごく厳しくやっています。結果、数字ばかり求め

るのではなく、もっと分別を徹底したほうがいいのではないでしょうか。以前町会の ごみゼロの運動の時に、習志野市のごみ処理の機械がすごく良くて、こんな小石くらい大丈夫だという話も聞きました。それを聞いたら皆さん、ああそうなのか、じゃあいいのかということになってしまうと思います。機械が素晴らしいという前に、ごみの分別を徹底すれば結果に繋がるのではないでしょうか。柏市は東京都と同じようにプラスチックでさえ燃えるごみではない。機械が違うと言えばそうかもしれませんが、そういう分別を徹底して、有料化した方がいいのではないでしょうか。有料化を大反対する人はそうはいないと思います。大きいものをなるべく減らそうとして一つの袋にすると思います。雑紙の分別も徹底したほうがいいのではないでしょうか。宣伝というか、周知が徹底していない。捨てる現場を見ていると、本当にそう思います。もっと周知していただきたいです。

【クリーン推進課長】 雑紙の分別に関しましては、確かに今、燃えるごみの約半分 は紙のごみとなっております。分別を徹底することで燃えるごみは減るのではないか と考えておりますので、啓発について、今後も力を入れて実施していきたいと考えて おります。

【A委員】 有料化はどうなのですか。

【会長】 有料化の話は、共通認識を作った上で、市の取り組むスタンスを受けて、この審議会としてある程度議論させていただくと、確かそういう形になっていた。この審議会から有料化すべきだと諮問するというよりは、むしろ市から有料化したいと言われた時に、この審議会としてどう判断するかという立場と認識している。この審議会は市長の諮問機関、市長から議案を審議会に出していただき、我々として返事をする。そういう任務を付託されている。もちろんここで有料化すべきという意見をどんどん出していただいて構いませんが、そういう意見を踏まえて、市としてある程度方向性を出していただき、それを我々として判断するというスタンスです。

【A委員】 前回もそういうお話で、もう1年も経っておりますが、市からの方向性 は出ておりませんし、ちょっと遅いのではないでしょうか。

【環境部長】 各地のごみの有料化を見ますと、早いところで5年くらいかかる。こういう順序、共通認識をとらずにスタートしたところは逆に、当初は5年でやろうとしたところ、7年になったという市もあります。リバウンドの問題もいろいろとありまして、要は、やってリバウンドする市もありますし、しない市もあります。ごみの減量ひとつとってみても、導入した時点で減る傾向にあったのか、増える傾向にあったのか、人口構成がどうだったのかなど、導入については、リバウンドについてもいろいろと配慮をしながらシステム設計をしなければならない。今まさにこの時点では、共通認識をとって、まず市民の皆さんに対して、状況を説明させていただくという状態で、その上で、有料化についての方向性を伝え、意見をいただくというステップを踏みます。現段階で有料化はできるのかという話ではなくて、まずはその前段として

有料化についての賛否いろいろな意見をいただきながら、我々として方向性を定めて、計画上に有料化について位置付けをしっかりとし、その上で計画にのっとり次のステップにいくと考えております。この審議会では計画の位置付けをしますが、私どもとしては、お諮り申し上げる土俵づくりの段階であると理解していただきたいと思います。

ごみの問題というのは、ごみの処理費の問題と、それからダイオキシンの 【会長】 問題、例えばプラスチック一つとっても、東京都は、現在プラスチックの分別をやめ ています。何故かというと、分別をしないほうが、燃料費が安くつくからです。要す るにプラスチックの発熱量が非常に大きいので、温度を高く燃やさないとダイオキシ ンが出てしまうという問題があるので、だから溶融炉の場合も、多分、ある程度温度 を高くするためには、場合によってはコークスや重油を入れたりして燃やす。紙やプ ラスチックを分別することも減量化という面ではいいが、その代わりにコークスを入 れたりしていたら、どっちがいいのかというのが、非常に微妙なことに場合によって はなってしまう。ごみの減量化という問題と、それからごみでダイオキシンを出さな いようにしなければならないという問題。それから、ごみを減量化すると、多分ひと つの市だけでは、ごみが足りない。だから広域化してごみを燃やす施設を作らないと いけないという問題も場合によっては出てくる。そういう考えなければならない要素 はたくさんある。習志野市の場合は、既に溶融炉という選択をして、それを使えてい て、それが老朽化しつつあるという。基本的には、その現状に立って、何をしたらい いのかと考えないといけない。だから、溶融炉はあと何年持つのか、溶融炉が駄目に なった時はどうするのか。その先まで見越して、ごみはどうすべきか市として設計し ないといけない。そこまで考えて、市として計画を立てておられますよね。

【環境部長】 まさにおっしゃるとおりです。将来的に長期的スパンで見ますと、ご みの量を減らす目標をどこにしようとすると、今溶融炉が3基あります。例えば溶融 炉を2基にするためには、ごみ量をどこまで減らせばいいのかということを考えると、その先の将来の目指すべきごみ量も出てくると思います。ただやみくもに、今減って いる量を計算してならす中で設定するのではなくて、ここまでこうすると、施設規模 がこうなると見込んだ中で、最終的には設定しなければならないと考えております。 今会長がおっしゃったように、様々なごみ施策を見通した中で計画を立てていくもの と考えております。

【副会長】 汚泥がどの程度増えたために現状こうなったのか補足資料を出してもらうか、説明をしてもらいたい。市川へ運んでいるし尿処理も、自区内処理でやるという将来計画があり、また少し変わってくることもあると思うが、きちんと体系的に話してもらわないとだめだと思う。さっきの発言、1年間全然議論されず、本当にここが主でいろいろなことをやらなければいけない。どこかの機関でやってくれて、我々はそれを認めるだけではない。だから本来は多少スパンを短くして、審議会を開催し

たほうがいいのではないかと思う。それからもう一つは、清掃工場の補修に20何億もかかってしまうのは、今まで手を抜いてきたから、お金をかけてこなかったからだ。毎年少しずつ使ってくれば、こんなにお金を使わなくて済んだはずだ。これを一気にやっているから。20年間、30年間持つと言われていた機械なのに、使い方が悪かったのではないかとなってしまう。その辺をきちんと謝罪するような形で言うべきではないかと思う。そうでないと、市民に誤解を生む。そのことが正しいごみ行政への第一歩だと思う。他市は有料化しているのに、有料化しないからそうなるのではないかとか、いろいろ出てきてしまうので、是非資料とか、説明も、要点をまとめることが必要だと思う。それに関連して、まちづくり会議で、10分か15分説明されても、なかなか伝わらない。それでごみの事情をわかってもらうのもなかなか難しい。説明の仕方も是非研究してほしい。

【B委員】 私も1年前、ごみの有料化賛成と言った1人ですが、市は、本当にごみの減量化でそれが一番良いと考えているのか。市民には有料化をすることで、ごみの減量化を進めていくことを理解してもらうという認識をしていました。現在まだ何もなく、本当に市としてはごみ問題をどのように扱っていきたいと思っているのか、ちょっと見えない。この会議で聞いているだけでこういう状態なので、一般市民はもっと見えにくい。それは私達が考えるべきことの一つかもしれないのですが、もうちょっと説明していただきたい。

【環境部長】 ごみ政策全般でお答えすると、ごみ政策は4つです。まず、ごみを出さなくしようとする、発生抑制。これは生活様式など皆さんにご協力いただきながら、ごみを少なくしましょうというもの。2点目はリユース。これも皆さんにご協力いただきながら繰り返し使いましょうというもの。3点目はリサイクル。これについては、業務の中で町会長やPTAにご協力いただきながら進めています。最後の4点目は適正処分ということで、これが清掃工場に係わることでございます。この4つの中で、主な生活に関わる部分で有料化があったり、分別をやったり、いろいろな政策をする中でかみ合ってきます。その中で見えにくいという部分の主語が有料化であるとするならば、先ほど申しあげたように、今後年数をかけて本市としては有料化についていろいろ議論していかなければならない。有料化については、今のところ方向性が見出せていない状況というのがその答えとなります。ごみの政策としては、今の4点について、一生懸命に政策として取り組んでおります。

【会長】 まちづくり会議のところで議論される時に、習志野市が溶融炉を選んだ時の議論をある程度紹介した方がいい。当時おそらく溶融炉は、費用のほうは別として、一番残渣が少なくなる、それからダイオキシン対策からも一番よかったのではないかと思う。ただ、焼却温度が高いので、炉の痛み等があったのではないかと思う。経年的に補修をしながら、当初3つあるうちの2つを運転して、1つは場合によっては修理しながら使うという、そういう使い方を想定していたのが、必ずしもそうならなか

った。そういう事情で補修ということが、ここへきて一気に出てきたという状況を正直に話したほうがいいのではないか。その中で、今習志野市が抱えているごみの適正処理というのはどうあるべきなのかということを考える。リデュース、リユース、リサイクルは、消費者サイドのことであって、行政としては啓蒙以外にやりようがないというところがかなりある。やれるのは適正処理の部分だけ。あとは、啓蒙活動をいかにするかという、先ほどの有料化というのが、減量化のための一つの方便であって、それが絶対的に良い方法かどうかはなかなか難しいところではある。だから、リデュース、リユース、リサイクル、この3つの部分を政策としてどのように展開し、最後に適正処理として、今ある溶融炉をいかに長持ちさせながら次に繋いでいくかという議論だろう。その辺で市としてどういうことを考えているのかを具体的に出して、話をしたほうがいい。

【副会長】 要望ですが、容器包装などの事業者が市町村に納めている金額がある。 それが習志野市にどのように入ってきているのか。年間。書類にして提出していただ きたい。

【クリーン推進課長】 確認して提出します。

【C委員】 26年度、老朽化対策は3年間で27億円、この老朽化対策を抜いた場合はどれくらいですか。

【クリーン推進課長】 26年度、老朽化対策事業を除くと、ごみ処理経費総額で、23億5千万になります。1人当たりに直しますと、1万3,958円となります。 【会長】 よろしいでしょうか。次は、習志野市の緑の基本計画の改定についてお願いします。

②習志野市緑の基本計画改定について (担当課より資料に基づき説明)

【会長】 今のご報告について何かご質問はありますか。

【D委員】 関連することで一つ伺いたいのですが、この緑の基本計画は、都市公園を中心に緑地の量と配置の議論でありますが、緑地の質、どのような生き物がいてという箇所が、貴重な緑の財産を守るということで一部だけ触れられていますが、あまり詳しく入っていない。習志野市として生物多様性地域戦略を作るという議論は今あるのでしょうか。平成20年の生物多様性基本法の中で各市町村が策定する努力目標という形になって、千葉県内でも流山、柏、市川など策定しています。今、船橋が昨年度まで2年間の調査期間を経て、今年度から来年度において、地域戦略を作ろうとしている。そういうのは、内容的には結構リンクしてくるのではないでしょうか。

【公園緑地課長】 地域生物の対応ということで、確か今年、県から、本市で会議の 開催場所を提供してほしいという話がありました。市川市が今度やるという話を聞き、 本市はその辺少し勉強不足で申し訳ないという話をさせていただいたのですが、今後 は他市の状況を見ながら、検討していきたいと考えております。

【D委員】 その中にも含まれている谷津干潟とか、実籾の東の地形とか、今、そういう所の価値が、もっと別の角度からも評価されてくることにもなると思いますので、 積極的にお考えいただくと良いのではないかと思っています。

【会長】 他に質問がなければ、続いて、し尿等に関する市川市への処理委託についてお願いします。

③し尿等に関する市川市への処理委託について (担当課より資料に基づき説明)

【会長】 今のご報告について何かご質問ありますか。

【副会長】 「(3) 平成27年度の市川市との協議について」となっているが、26年度の部分で、審議会で報告していない部分があるのではないか。これまで全部してきたのか。3月頃の協議については、既に審議会で報告したのか。

【クリーンセンター施設課長】 その部分について、別途資料がございますので、今からお配りいたします。

【会長】 他に何か、ご質問はありますか。

【E委員】 資料の(3) のところで確認をしたいのですが、おそらくこれから搬入していく中で、数量の経過と、し尿と汚泥の数量の経過を見ていくことになると思いますが、この協議をどう積み重ねていくかという計画がもし定まっているのならば教えていただけますか。今搬入初期ですので、頻繁にされていると思いますが、これから問題点の確認などを、どういう計画でやっていくのかを少し教えていただきたい。

【クリーンセンター施設課長】 今後の協議につきましては、3か月に1回程度は、こちらから現地に足を運び、担当者及び所長達のご意見を伺います。今回はスタートしたばかりの4月1日、及び15日に伺い、6月1日に一度伺っておりますので、8月30日までにはもう一度伺う予定でおります。

【E委員】 それで継続するということですね。

【クリーンセンター施設課長】 はい。また、月報、日報等につきましては、日々係 長を中心に、市川市の担当係長とは1か月に2回程度は連絡を必ず取り合うこととなっておりますので、その中で問題点の洗い出しはできております。ただ現地は必ず3か月に1回は確認させていただいております。

【会長】 他に何かご質問はありますか。

【副会長】 市川市に委託処理をした場合と、当市で処理していた時との価格と、費用の差異はどうなっているのか。

【クリーンセンター施設課長】 茜浜衛生処理場の全体の運営費の委託前と委託後ということでよろしいでしょうか。

【副会長】 習志野市で処理していた時の経費と市川市へ処理委託した場合の比較は。

【クリーンセンター施設課長】 26年度、決算ベースで人件費も含めて1億4千34万1千円。28年度と比較いたしますと、1億2千941万1千円、差引き、1千93万円の減ということになります。補足として、27年度は、3月31日までに搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を、茜浜衛生処理場で12月までかけて、処理しており、市川市への委託と、茜浜衛生処理場での12月までの処理と二重構造になっておりますことから、28年度の数字を使用しております。

【副会長】 総額では1億4千何百万ですが、キロリットルでの算出はしていないのか。

【クリーンセンター施設課長】 今、26年度決算の数字を計算している最中ですので、明確な数字ではございませんが、約1万7千円かかっていたものが、市川市に委託しますと1万3千円です。

【会長】 今の数字は運送費も入れた処理費ですか。

【クリーンセンター施設課長】 はい。処理単価といたしまして、人件費全てを含めたものでの計算でございます。

【会長】 他に質問がなければ、次の芝園清掃工場の長寿命化の問題についてお願い します。

④芝園清掃工場の長寿命化対策について (担当課より資料に基づき説明)

【会長】 今のご報告について何かご質問ありますか。

【F委員】 市議会でもかなり議論があったと伺っていますが、そもそもなぜこんなになるまで放っておいたのか伺います。

【環境部主幹】 本市の清掃工場は平成14年の11月に現在の清掃工場が稼働しております。清掃工場は稼働中、いろいろなメンテナンス等が必要となりますが、市の方針としては、基本的には壊れたら直すという方針で、メンテナンスを進めて参りました。今回12年程度経過し、大きな施設等は、今までのメンテナンス方法では賄いきれない、1回まとまった大きな工事をしないと、これから維持していくのは難しいため、今回の緊急対策という形で、老朽化している部分につきまして、一度清掃工場をリセットするということで行っております。

【F委員】 定期的なチェックとか、1年間でチェックリストとか、点検して、③の 循環排ガス管やし尿等腐っている箇所を臨機応変に対応するなど判断はできなかった のですか。

【環境部主幹】 こちらの写真からも、初期状況がわかる写真がありますが、漏れたままにはしておりません。漏れは仮補修で止めて、作業をしております。ただ、配管も大きく3部あり、3炉にそれぞれついておりますので、費用も、膨大な費用がかかります。今回の緊急対策につきまして、溶融炉耐火物等も劣化しておりましたので、

まとめて平成26年度から対応しております。

【F委員】 修繕積立金のような考え方はないのですか。

【環境部主幹】 計画的なメンテナンスについては考え方としてあると思います。ただ、現在、修繕積立金のようなものにつきましては、清掃工場としてはございませんので、その都度、予算を計上しております。

【F委員】 同じ業者がずっと運営しており、同じ業者に任せているからおざなりになっていたのではないのですか。独占企業に任せ続けること自体が問題ではないのですか。

【環境部主幹】 芝園清掃工場溶融炉は、新日鉄のシステムの炉になります。この炉にはいろいろなノウハウ、特許関係が、厳しく制限されており、現状他の業者に頼むことがちょっと難しい。ただ、同じ業者だからと言ってメンテナンスなどをおざなりにしているということは決してございません。

【会長】 機械の場合、保守契約みたいな格好で、毎年ある程度定義をする。それで 特別大きく部品を変えた場合は別途取られるとしても、保守契約をやるという計画は ないのですか。

【環境部主幹】 保守契約の中身にもよりますが、定期的な法定の点検とかにつきましては、年間の保守契約という形で使わせていただいております。ただ、大きな今回の耐火物の更新ですとか、配管の大きな更新につきましては、保守契約でまとめることも可能だとは思うのですが、残念ながら、現在までは、そういった契約まではやっていなかったということでございます。

【会長】 大きく補修するという、何年かに一回そういうものをやるというのも1つのやり方だし、それから、先ほど言われた積立金のような形で、毎年ある程度一定の金額で賄えるようなシステムを作ったほうが、財政的にはやりやすいのではないのですか。ある時突然何十億という負担が出てくるというやり方と、例えば27億円かかるとしたら、5年で5億ずつ、あるいは10年で2億ずつなど、そういうやり方のほうが運営としてはやりやすいのではないのですか。

【環境部主幹】 現在行っている緊急対策委託におきましては、老朽化で故障しているところをまとめた委託となっております。こちらを一度行い、その後に、きちんとしたメンテナンス計画、予算をとり、このような大きな対策を行わないで済むような形で維持していくことを考えております。

【会長】 有料化の話と若干関係しますが、当初は3つある炉を、2炉動かして、1 炉はある程度補修をしながら、順繰りに補修をしていくという計画だったが、ごみの量が増えたために、3つ同時に動かさなければならないという状況が続いたので、今回のような形になったと、以前確か説明された記憶があるのですが、今後3つのうち1つを休ませながら行うことは可能ですか。

【環境部主幹】 現状のごみの量を考えますと、やはり3炉運転は必要になってくる

と思います。ただ、1炉を停止させて、2炉運転で行うという考え方もありますが、 やはり機械でありますので、運転しなければ良いというものでもないと考えておりま す。ある程度のメンテナンスの期間をおけば、むしろ休ませておくよりも、ある程度 は運転したほうが良いと考えます。

【会長】 1年丸々休ませるという意味ではなくて、例えば4か月ずつずらして、その間メンテナンスしながら2炉でやっていく。そういうことができるくらいのごみの量でしょうか。

【環境部主幹】 はい。十分可能な量です。現在の老朽化の対策が終わり、健全な状態に戻れば、可能な量だと思います。

【会長】 よろしいでしょうか。では次に、あき地に繁茂した雑草等の除去に関する 条例の改正についてお願いします。

⑤あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の改正について (担当課より資料に基づき説明)

【会長】 今のご報告について何かご質問はありますか。

【F委員】 まとめて3点伺います。まず、この条例の対象となる可能性があるものを、環境部で今どれくらい把握されていますか。また、行政代執行法とはどういう法律なのか。これを実際運用していく上での、どのようにして市が情報を得て、最後に土地所有者から料金をいただくという流れについて、どういうことを想定しているのかお伺いします。

【クリーンセンター業務課長】 まず1点目、昨年度は、210か所、述べ267回 指導し、それでも放置されているというのは約19か所です。2点目、代執行法は、国の代執行法、元々は本市の条例でも、資料の裏面を見ていただきますと、命令というところにマルがついております。本来は、命令があれば、代執行法にかけてできるのですが、各市の条例で明確に代執行するということで、その管理者、所有者に代わって、市が第三者に依頼して実施し、その後料金をいただくという流れです。3点目は、今現在、代執行を県内で行ったのは流山市のみです。昨年度、約100㎡、約30坪のものを2件ほど実施したと伺っております。本市では、業者を紹介するということをしております。

【F委員】 代執行というのは、結構なじみのない言葉で、制度的なことを伺いたいということと、この条例が制定されて実施をしていく上で、どういう段取り、手順、スケジュール等で進めていくのかという点を、詳しく教えていただけますか。

【会長】 命令を出して従わなかったら、裁判所の許可がいるのか、そういう手続きがいるのかどうかということを聞いていると思います。普通は、土地収用法とかによる代執行の場合は裁判所の代執行命令が出て、多分実施すると思いますが、この場合は依頼して、命令して、2週間おいて、即市の判断で取り掛かっていいのですか。

【クリーンセンター所長】 この代執行につきましては、裁判所等の手続き等は必要 ございません。行政代執行法の中で、どういう場合に行政代執行できるかが書かれて おりますので、条文等読ませていただきます。「法律により直接に命ぜられ」、これは 条例等も一応含むという解釈になっております。「または法律に基づき行政庁により 命ぜられた行為」、これは命令です。「について義務者がこれを履行しない場合」、命令に対してこれを履行しない場合、「他の手段によって、その履行を確保することが 困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反する」、この部分が重要ですが、「反すると認められるときは、当該行政庁は自ら義務者のなすべき行為を なし」、これが代執行です、「又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる」、ということで、代執行法は市からその権利者に対して、 かかる費用を請求していくという形になります。

【会長】 ということは、市の判断だけでやれるという認識ですね。

【クリーンセンター所長】 そのとおりです。

【G委員】 大変個人的なことになって申し訳ないのですが、うちの隣にも、もう10年以上空き家になっている土地があり、荒れ放題で、通りに面しているため、歩きたばこの吸い殻が落ちたとしたら、即、大火事になるような状態です。なぜか扉が壊れて半分開いている状態でごみ屋敷になっているため、犬、猫が入り込むことや、子供達が入って遊ぼうと思えば可能な状態です。そういう時に、困っていることを個人が市に伝えても、すぐ動いていただけるのですか。それとも、近隣の皆様の署名を集めなければいけないのですか。

【クリーンセンター所長】 今回は、あき地、家がないものについてお話ししておりますが、ただ、ご質問の内容について、市民からの要望ももちろん、また、町会からの要望ももちろん、あき家にせよ、あき地にせよ、我々はちゃんとそれについて調査して、しかるべき対応、どこまでできるかわかりませんが、その改善に向けて図っていきます。また、今日は代執行という話をさせていただきましたが、全てを代執行にするという話ではなく、本当に危険な部分、生命、財産が関わる部分について、必要なものについては、そういう措置も取りうるという形の条例改正をしていきたいという話です。

【会長】 他にご質問ありますか。ないようでしたら、この報告に関する意見は終わりにします。以上で用意しておりました議題は終わりましたが、その他何か、委員の方からありますか。

【F委員】 今後の予定はどうなっていますか。

【環境政策課長】 今の段階では未定です。またその際はよろしくお願いいたします。

閉 会

【会長】 これをもって今日の会議を終了します。長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。